

旭医大達第53号

旭川医科大学医育統合センター規程を次のように定める。

令和元年6月19日

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学医育統合センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第26条の8第2項の規定に基づき、旭川医科大学医育統合センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、旭川医科大学入学センター及び教育センター並びに旭川医科大学病院卒後臨床研修センター及び専門医育成・管理センター（以下「入学センター等」という。）との協同の下、教育指導に係る連携の強化を図り、地域社会のニーズに応えた医療を担う医師を育成することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、医師養成に係る入学から卒後の専門医取得に至る教育指導に関する次に掲げる業務を行う。

- (1) 入学センター等との連携に関すること。
- (2) 国、地方自治体及び地域医療機関との連携及び調整に関すること。
- (3) 医学科卒業生への卒後のフォローアップに関すること。
- (4) 地域の医療ニーズに関する調査・研究に関すること。
- (5) 医育機関としての将来像の企画・立案に関すること。
- (6) その他医師養成に関すること。

(職員)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター専任の教員
- (3) その他必要な職員

2 センター長は、センター専任の教授をもって充て、センターの業務を掌理する。

3 第1項第3号の者は、学長が委嘱する。

(運営委員会)

第5条 センターに、センターの業務を円滑に進めるため、旭川医科大学医育統合センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 センターの庶務は、総務部総務課、教務部学生支援課及び同部入試課において連携して処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年6月19日から施行し、平成31年4月10日から適用する。
- 2 センターの庶務は、当分の間、第6条の規定に関わらず、教務部学生支援課及び同部入試課の協力を得て総務部総務課において処理するものとする。

【制定理由】

医育統合センターについて必要な事項を定め、もって医育機関としての体制の強化を図るものである。